

産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託料の支払い方法に関する覚書（案）

三原市（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）と  
（以下「丙」という。）とは、甲乙間で締結した産業廃棄物収集運搬委託契約（以下「収集運搬契約」という。）及び甲丙間で締結した産業廃棄物処分委託契約（以下「処分契約」という。）に基づく委託料の支払い方法について、次のとおり覚書を交換する。

第1条

丙は、処分契約の委託料の請求及び受領を乙に委任するものとする。

第2条

乙は、丙の委任を受け、収集・運搬契約及び処分契約の委託料を、あわせて甲に請求するものとする。

第3条

甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、収集運搬契約及び処分契約の委託料をあわせて乙に支払うものとする。

この覚書を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住所 広島県三原市港町三丁目5番1号  
氏名 三原市長 岡田 吉弘

乙 住所  
氏名

丙 住所  
氏名